



佐藤 守正

ガン治療施設、 町民への情報開示を

質問

設立予定の財団はどんな施設を作りたいとしているのか。

町長答弁

町所有の遊休地を早く有効活用したい。それによって湯沢の産業構造改革をやりたい。作る施設は重粒子線ガン治療施設、ガン治療機器の研究施設、技術者の養成施設だ。将来のガン治療機器の生産拠点として中里スキー場も候補地と考えている。

質問

病院のベッド数の調整など、周辺の医療関係者への根回しはどれくらい進んでいるのか。

町長答弁

まだその段階ではないし、私がそれをするという状況ではない。

質問

放射線ガン治療の専門医をはじめ、医学物理士など多くの専門家が全国に40カ所もできようとしている。時だから、そこと競合しながらの人材集めになろうか、見通しはあるのか。

町長答弁

私はそんなに多くの事を財団から聞かされているわけではないし、町が建設母体ではないから詳細は分からない。

質問

日本最初の民営の施設になる。維持運営費が膨大になる。

なるが、採算がとれるほどの患者が集まるのか。

町長答弁

患者は日本に限らず、中東・東南アジア・北東アジアを含めて考えている。採算が合うかどうかについては、私は施設を作っていたたくという立場なので、そこまでは突っ込んではいない。

質問

経営に失敗した財団にする引きずられて、町も財政負担の深みにはまり込んでしまうことはないのか。スーパート区が認められない状況の中でも、町に経済的な負担がかかってくる事はないと言えるのか。

町長答弁

スーパート区の認証・不認証がこの事業の推進に大

きな影響を与えているとは思わない。近く3、000㎡以上の汚染された土地は、所有者に処理を命ずると言う法律改正もある。早い段階で売ってしまわないと、売れなくても全部町の負担で処理をせねばならない状況に追い込まれるが、そうならないうちに有効活用したい。

質問

汚染土壌の処理の設計を請け負った会社「環境科学センター」との随意契約には納得できない。町の財務規則には随意契約が許される場合の条件が厳しく定められているが、そのどの条項を理由にした契約か。

町長答弁

湯沢町財務規則123条の5「緊急の必要により競争入札に付す事ができないとき」に依った。

質問

この会社は、湯沢にこの話を持ち込ん

だ西村氏が、土地を買いたいと申し入れをした後に、その西村氏が設立した会社である。その会社に設計を随意契約で任ずるのはいかにも不自然である。

町長答弁

経験がない会社に発注したというのは指摘の通りであり、調査不足を申し訳ないと思っている。土壌汚染対策法第3条に基づき環境大臣から技術的能力を有するとして指定された環境調査の指定期間である日立協和エンジニアリング株式会社の協力を得る中で業務を完了している。



土壌処理調査を依頼した茨城県の株環境科学センター